

# 筑波教育学研究

第 15 号

2017年3月

筑波大学教育学会

# 目 次

## 〈筑波大学教育学会第14回大会公開シンポジウム〉

アクティブ・ラーニングとはなにか

— その意義と課題を探る —

…………… 藤 井 穂 高 1

## 〈投稿論文〉

学級規模縮小クラスにおける効果的な指導方法

— 米国ウィスコンシン州の SAGE プログラムの分析を中心に —

…………… 星 野 真 澄 5

国語科「書き方」における二元的書字教育論の形成

— 水戸部寅松による「書き方」教授法を中心として —

…………… 鈴 木 貴 史 21

小砂丘忠義の言語観

— 『文章記述の常識』の検討を中心に —

…………… 飯 田 和 明 41

## 〈実践報告〉

インターンシップ実習校への指導指針提示の必要性について

— メンターと管理職の質問紙調査回答結果による考察 —

…………… 加 藤 勇之助 61

## 〈研究ノート〉

小中連携と算数・数学の教具に関する考察

— タイル、ベクタイルの効用 —

…………… 井 上 正 允 71

〈研究動向〉

ESD 実践の構築と発信に関する研究の動向

— 地理, 歴史, 公民を関連させた社会科教育の視点から —

…………… 小野智 — 87

〈書評〉

戸野塚厚子 著

『スウェーデンの義務教育における「共生」のカリキュラム

(“Samlevnad” の理念と展開)』

…………… 山田雅彦 103

〈学会彙報〉(平成28年1月~12月) …………… 109

〈筑波大学教育学会会則・諸規程〉 …………… 112

筑波大学教育学会会則

筑波大学教育学会役員選出規程

筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

筑波大学教育学会研究奨励賞規程

『筑波教育学研究』投稿規程

〈編集後記〉 …………… 119

# 学会彙報（平成28年1月～12月）

平成28年1月から12月までの学会の主な事業・活動は以下の通りである。

## I. 第14回大会

平成28年3月12日(土)に筑波大学附属小学校を会場として開催された。以下に紹介するように、午前の自由研究には12件の発表があり、午後からは「アクティブ・ラーニングとはなにかーその意義と課題を探るー」というテーマでシンポジウムが開催された。大会参加者はおよそ70名であった。なお、大会期間中に理事会と総会が開催された。

〈自由研究発表〉

第1分科会 司会 初谷 和行（貞静学園短期大学）

1. 社会参加学習におけるリフレクションとその支援の意義  
ー抽出生徒の質的分析を通してー  
久保園 梓（筑波大学大学院）
2. 読み手は学校における読み聞かせ活動をどう意義付けているか  
ーSCATによる分析と理論の構築ー  
宮澤 優弥（筑波大学大学院）
3. 「かわいい」から考える日本と日本語  
ーグローバル人材の育成に資する国語の授業ー  
秋田 哲郎（筑波大学附属中学校）
4. 国語教師の評価活動と社会的構成への連絡  
飯田 和明（宇都宮大学）

第2分科会 司会 石井 久雄（明治学院大学）

1. 中学校からの業者テスト「追放」後の実状と中学生の進路選択への影響  
岡安 翔平（筑波大学大学院）
2. 多摩地区における学校間連携によるキャリア教育の展開  
—高等学校と専門学校の協議会における取り組みを焦点に—  
日高 淳（筑波大学大学院）
3. インターンシップ実習校におけるアンケート調査結果  
—指導重視項目におけるクラスター分析より—  
加藤勇之助（大阪体育大学）
4. 中学生・高校生の「共生」に関する意識  
—質問紙調査の結果より—  
○飯田 浩之（筑波大学）  
庄司 一子（筑波大学）  
水本 徳明（同志社女子大学）

第3分科会 司会 金田 健司（仙台青葉学院短期大学）

1. 哲学教育研究の動向と課題  
—哲学対話の実践を中心に—  
得居 千照（筑波大学大学院）
2. 教授による偶発性(Kontingen)の演出方法  
—ドイツ政治教育におけるコンフリクト教授学の視座から—  
田中 怜（筑波大学大学院）
3. 自己調整学習プログラムの提起する課題：  
到達目標の明確な教材における学習改善への視座  
細矢 智寛（筑波大学大学院）
4. 算数・数学の連携について考える  
—中学校問題をを中心に—  
井上 正允（元佐賀大学）

〈シンポジウム〉

『アクティブ・ラーニングとはなにか—その意義と課題を探る—』

・シンポジスト :

樋口 直宏 (筑波大学)

『『育成すべき資質・能力』とアクティブ・ラーニング』

佐々木昭弘 (筑波大学附属小学校)

『『アクティブ・ラーニング』で、理科授業はどう変わるか』

今野 良祐 (筑波大学附属坂戸高等学校)

『『アクティブ・ラーニングと似て非なるものからの脱却をめざして』

石嶺ちづる (自由が丘産能短期大学)

『高等教育におけるアクティブ・ラーニングの現状と可能性

—大学だからこそできるアクティブ・ラーニングとは—』

・司会 : 藤井穂高 (筑波大学)

## II. 機関誌の発行

機関誌『筑波教育学研究 (Tsukuba Journal of Education Studies)』第14号を  
3月7日に発行した。

## III. 会報の発行

第29号を6月15日に、第30号を12月15日にそれぞれ発行した。

## IV. ホームページの更新

2月23日、5月24日、10月25日、12月7日にホームページの更新を行った。  
学会ホームページ URL は以下の通りである。

<http://www.human.tsukuba.ac.jp/education/tsukuedu/>

## V. 12月末現在の会員数：299名

## 筑波大学教育学会会則

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日改正

平成20年3月22日改正

平成24年3月10日改正

第1条（名称） 本学会は、筑波大学教育学会（The Academic Society for Education of the University of Tsukuba）と称する。

第2条（目的） 本学会は、教育学研究の向上をはかり、会員の研究の交流協力につとめつつ、併せて会員相互の親和連絡を深め、教育文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本学会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催
- (2) 研究会の開催
- (3) 研究紀要の発行
- (4) 会報の発行
- (5) 研究奨励賞の選考
- (6) 内外の学会等との交流
- (7) 会員の研究交流
- (8) その他、本学会の目的を達成するのに必要な事業

第4条（会員） 本学会の会員は、次の各号の一に該当する会員で組織する。

- (1) 筑波大学及び筑波大学附属学校教職員（転・退職教員を含む。）
- (2) 筑波大学大学院修士課程及び博士課程の教育関連専攻もしくはコース等の在学者、修了者及び中退者
- (3) その他、本学会の趣旨に賛同して入会を希望する者

第5条（会費） 本学会の会費は年額4,000円とする。但し、学生会員については3,000円とする。

第6条（入会） 本会に入会しようとするものは入会申込書に必要事項を記入し、1年分の会費とともに本会に提出しなければならない。

第7条（退会） 会員が退会しようとする場合には、未納の会費はこれを納入のうえ、退会届を本会に提出しなければならない。

第8条（会員資格の喪失） 会費を4年度以上滞納した会員は、会員の資格を失うものとする。

2 前項によって会員資格を喪失したもので、滞納会費に相当する金額を納めるときは、再び入会を許可することができる。

第9条（会計年度） 本学会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第10条（運営） 本学会に、会務の運営のため、次の役員をおく。会長 1名、理事 20名、顧問 若干名、幹事 若干名、監査 2名

2 役員は、第4条第1号及び第2号の会員より選出する。

3 役員の選出規程は、別に定める。

4 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第11条（編集委員会） 本学会に研究紀要編集委員会をおく。編集委員会規程については別に定める。

第12条（研究奨励賞選考委員会） 本学会に研究奨励賞選考委員会をおく。選考委員会規程については別に定める。

第13条（総会） 本学会は、年1回総会を開き、本学会の重要事項を審議決定する。



第14条（事務局） 本学会は、事務局を〒305-8572 茨城県つくば市天王台  
1-1-1, 筑波大学人間系学系棟内（教育学域）におく。

附則 本会則は平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可決された改正については、平成19年3月17日、第7回総会において可決された改正については、平成20年3月22日、第10回総会において可決された改正については、平成24年3月10日より施行する。ただし、第8条については平成25年4月1日より施行する。

# 筑波大学教育学会役員選出規程

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日一部改正

平成24年3月10日一部改正

## 第1款 総則

第1条 筑波大学教育学会会則に定める役員を選出するために、筑波大学教育学会役員選挙規程（以下、規程）を定める。

第2条 理事選挙（会長を除く）は、役員任期の最終年度の9月1日から12月31日までの間に行われる。

第3条 有権者は、当該年度の9月1日までに前年度までの会費を納入している会員とする。

第4条 規程に定めのない事態が生じた場合は、理事会が判断する。

## 第2款 理事、役員の選出

第5条 理事選出の区分は、次の種類と定数による。

- (1) 会員による投票により選出された理事 10名
- (2) 会長により委嘱された理事 原則として10名

第6条 前条第1号の理事の選出は、全有権者の無記名郵送投票による。

第7条 投票は10名連記とする。

第8条 当選は、得票順とする。

2 同点者の生じた場合は、選挙管理委員会において抽選を行う。

3 理事に欠員の生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第9条 会長は役員選出規程第5条第1号によって選出された理事による無記名単記投票で互選する。

2 同点者の生じた場合は、抽選を行う。

第10条 第5条第2号の理事は、投票により選出された理事が確定した後に、会長が委嘱する。

2 会長は、投票により選出された理事の所属・地域等を考慮して10名の

理事を委嘱する。

### 第3款 顧問、幹事、監査の選出

第11条 顧問、幹事、監査は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

### 第4款 選挙管理委員会

第12条 役員の選挙を行うため、選挙管理委員会（以下、委員会）を置く。委員会は、3名の会員をもって構成する。

第13条 委員会の委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

附則 本規程は、平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可決された改正については平成19年3月17日、第10回総会において可決された改正については平成24年3月10日より施行する。

## 筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

- (1) 本学会は、会員の研究発表の場として、機関誌『筑波教育学研究 (Tsukuba Journal of Education Study)』を発行する。発行は、年1回（3月）とする。
- (2) 編集委員会は、理事会の委嘱を受けた委員長及び委員10名によって構成される。委員長及び委員の任期は、2年とする。
- (3) 会員は、投稿の資格を有する。投稿原稿は、原著論文とする。
- (4) 編集委員会は、会員以外の者に原稿を依頼することができる。
- (5) 原稿の採択は、編集委員会での査読と審議を経て、決定する。
- (6) 編集委員会は、掲載予定の原稿について、投稿者との協議を通じて、内容の修正を求めることができる。
- (7) 投稿細則は、別に定める。

# 筑波大学教育学会研究奨励賞規程

平成20年3月22日制定

第1条（趣旨及び名称） 筑波大学教育学会（以下、本学会）会員の優れた研究を顕彰し、本学会機関誌『筑波教育学研究』の水準向上を図るために、「筑波大学教育学会研究奨励賞」（以下、賞）を設ける。

第2条（対象論文） 選考対象は、本学会の若手会員が『筑波教育学研究』に発表した研究論文とする。若手会員とは、当該論文が発表された時点で、40歳未満あるいは大学院生であった者のことをいう。

第3条（選考） 賞の選考は、筑波大学教育学会研究奨励賞選考委員会（以下、選考委員会）が行う。

2 賞の選考は、1年間を単位として行う。

3 選考委員長は、選考の経過及び理由を「研究奨励賞選考報告書」にまとめ、会長に報告する。

4 会長は、報告書を理事会に報告し、承認を得るものとする。

第4条（選考委員会） 選考委員会は、理事会から推薦された理事5名（機関誌編集委員長を含む）で構成する。選考委員長は、委員の互選による。

2 選考委員の任期は2年とする。

第5条（授賞点数） 授賞点数は1年間で1点を目安とするが、該当なしであることを妨げない。

2 賞の授与は、会員一人につき、1回限りとする。

第6条（表彰） 賞の授与は、毎年の年次大会総会において行う。

2 賞は、本賞（賞状）及び副賞（盾）とする。

3 受賞は、当該会員の「受賞のことば」を付して、『会報』に掲載される。

第7条（選考委員会への委任） この規程に定めるもののほか、必要な事項は、選考委員会が決定する。

第8条（規程の改正） 本規程の改正については、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附記 本規程は平成20年3月22日から施行するものとし、研究奨励賞の選考対象とされるのは『筑波教育学研究』第7号掲載の研究論文からとする。

## 『筑波教育学研究』投稿規程

1. 投稿者は筑波大学教育学会会員であること。ただし依頼論文についてはこの限りではない。
2. 機関誌への投稿内容は、未刊行のものに限る。
3. 論文原稿は、原則として「ワード」または「一太郎」を使用し、横書き、A4判用紙1頁あたり40字×30行で作成し、図版・注および引用文献を含めて16,000字（400字詰め原稿用紙40枚相当）程度とする。欧文の場合は注および引用文献を含めて6,000語程度とする。
4. 原稿の締め切りは8月末日とする。
5. 論文には邦文タイトルと英文タイトルを付記するとともに、邦文による400字程度のサマリーを付す。
6. 投稿にあたっては、原稿3部及び原稿を保存した電子媒体（CD等）を送付するものとする。原稿及び原稿を保存した電子媒体（CD等）は原則として返還しない。なお、原稿には①原稿の種類（研究論文、実践報告、研究ノートなど）、②邦文タイトル、③英文タイトルのみを明記し、著者名など著者が特定できるような情報は記さないものとする。
7. 研究論文とは別に、研究ノート、実践報告の投稿も受け付ける。その際、規定第3項－第6項に準拠する。
8. 図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
9. 原稿には、氏名（ふりがな、および英文表記）、所属（ふりがな、および英文表記）、自宅住所（郵便番号、電話番号）、利用可能な場合、ファックス番号、メールアドレスを付記して、下記に送付するものとする。

### 記

〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1  
筑波大学人間系教育学域内  
筑波大学教育学会編集委員会 宛

## 編集後記

『筑波教育学研究』第15号をお届けします。今号では8件の投稿論文（自由投稿論文6件、実践報告2件）を受理し、厳正な審査の結果、研究論文3件、実践報告1件、研究ノート1件を掲載する運びとなりましたことをご報告致します。第14回研究大会終了後、研究発表者に対し、発表内容を論文として再構成し、投稿していただくよう呼びかけを行った結果、多くのご投稿いただくことができました。本『筑波教育学研究』が、会員各位の充実した研究成果を発信するメディアとして、本来の役割を果たすことができましたことを心から嬉しく存じます。今後とも、研究大会にて発表をされた方々はもちろん、多くの会員の皆様からのご投稿をお待ち申し上げます。

また今号には、小野智一会員から「ESD実践の構築と発信に関する研究の動向—地理、歴史、公民を関連させた社会科教育の視点から—」のご寄稿をいただきました。昨年（2016年）3月には、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議が「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画（ESD国内実施計画）」を策定し、今年（2017年）2月14日に公表された小学校・中学校の次期学習指導要領案では、いずれもその「前文」において、これからの学校には「（児童生徒を）持続可能な社会の創り手となることができるようにすること」が求められると明示しています。今日の重要な教育課題の一つに光を当てて研究動向をおまとめいただきましたことに深く感謝いたします。

更に、今号では、藤井穂高会員に第14回研究大会でのシンポジウム「アクティブ・ラーニングとはなにか—その意義と課題を探る—」についての報告をしていただき、山田雅彦会員には、戸野塚厚子会員による著書『スウェーデンの義務教育における「共生」のカリキュラム（“Samlevnad”の理念と展開）』の書評をおまとめいただきました。執筆の労をお執り下さいましたお二人の会員に深く御礼申し上げます。

現在の編集委員会による『筑波教育学研究』の届けは今号までとなりますが、第14号・第15号の編集・発行に際し、ご協力いただきました皆様のご理解とご協力に対し、改めて深く御礼を申し上げます。

学会の中核を担うこの研究機関誌がますます充実しますよう、会員の皆様からの一層のご支援・ご協力と、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

（藤田 晃之）

# 筑波大学教育学会編集委員会

## 編集委員会委員長

藤田 晃之 (筑波大学)  
(tfujita@human.tsukuba.ac.jp)

## 編集委員会

飯田 浩之 (筑波大学)  
上田 孝典 (筑波大学)  
猿田 真嗣 (常葉大学)  
清水 美憲 (筑波大学)  
瀬戸 健一 (三重大学)  
寺井 正憲 (千葉大学)  
濱田 博文 (筑波大学)  
林 尚示 (東京学芸大学)  
平井 悠介 (鎌倉女子大学)

## 編集幹事

岡安翔平 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

## 筑波教育学研究 第15号

---

2017年3月1日 発行

編集・発行 筑波大学教育学会  
〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1  
印刷 株式会社いなもと印刷  
電話 029(826)1221

---